

2009年3月1日

## 著作権の譲渡のお願いについて

日本霊長類学会 会長  
山極 壽一

ご存知のように日本霊長類学会では、独立行政法人科学技術振興機構(以下、JST)の支援を受けて、「霊長類研究」を2003年5月発行の第19巻1号よりJ-stageを利用し、インターネット上で公開しております。そしてこのたびJST電子アーカイブ事業の支援を受けて、「霊長類研究」を創刊号に遡って電子化し、JSTが運用する電子アーカイブサイト(Journal@rchive)上で公開することとなりました。今回電子アーカイブ化され公開されるのは、「霊長類研究」の創刊号(第1巻1・2号)から第18巻3号までに掲載された、原著、短報、資料、調査・技術報告、総説、意見、書評、情報・話題(翻訳を含む)、巻頭言、講座、及び学会大会記事の中にある研究発表抄録です(以下、これらを著作権譲渡に関わる「論文等」とします)。

「霊長類研究」の投稿規定には、1995年6月発行の第11巻1号から、「著作物の著作権は本誌に採用された時点から日本霊長類学会に帰属する。本人を除き本学会の許可なくして複製することはできない」という項目が加わりました。そして2002年10月発行の第18巻2号から、「本誌に掲載された著作物の全文または一部を電子化し、コンピュータネットワーク上において公開することがある」との項目がさらに加わりました。このように、第11巻2号以降の「霊長類研究」に掲載された論文等の著作物の著作権は日本霊長類学会に帰属することが定められており、かつ第18巻3号以降の「霊長類研究」に掲載された論文等については、学会の判断によってインターネット上で公開することが可能です。しかし、創刊号に遡って電子アーカイブ化を行うにあたっては、少なくとも第11巻1号以前、より厳密に規定を運用するならば、第18巻2号以前の「霊長類研究」に掲載された論文等についても、著作権が著作権者から日本霊長類学会へ譲渡されているか、著作権の行使について著作権者から許諾を受けていることが必要となります。そこで本来は、各著作権者からの著作権の譲渡、または著作権行使の許諾を得ることが必要ですが、共著者も含めれば創刊号から第18巻2号までの「霊長類研究」の著作権者が多数にのぼり、また連絡先が不明の著作権者も少なくないことから、個別に譲渡または許諾の手続きを行うとすると、その事務量は膨大なものとなります。

そこで理事会といたしましては、創刊号から第18巻2号までの「霊長類研究」に掲載された論文等の著作権者に対し、著作権を日本霊長類学会へ譲渡していただくようお願いすることにいたしました。著作権の種類については文末の参考資料をご覧ください。具体的には、第18巻2号以前の「霊長類研究」に掲載された論文等に、次の3項目を適用することをご承認いただきたいということです。

- (1) 論文等の著作権は、日本霊長類学会に帰属すること。
- (2) 日本霊長類学会は、学術目的のため、該当する論文等を複製する権利(複製権)と公衆送信する権利(公衆送信権等)を第三者に行使させること。
- (3) 上記の行為により収入がある場合は、この収入を日本霊長類学会の運営費用に充てること。

なお、前記の3項目をご承認いただけないとお申し出があった論文等につきましては、電子アーカイブ化の対象とはしないことにいたします。ご承認いただけない著作権者または相続権をお持ちの遺族の方は、2009年7月31日までにその旨を下記連絡先までお申し出ください。お申し出のなかった論文等につきましては、ご承認いただいたものとして電子アーカイブ化の作業を進めさせていただきます。また、この告知が全ての著作権者の目に触れることにはならないと思われまますので、本告知を知る機会がなかった等の理由で期限後に該当者からのお申し出があれば、当該の論文等の公開はそれ以後の適当な時期をもって中止いたします。

なお、今回の著作権の譲渡は「霊長類研究」を電子公開することが目的です。そこで、著者が「霊長類研究」に掲載された論文等を複製することは、これまでと同様にできることを申し添えます。

#### 本件についての連絡先

〒603-8148 京都市北区小山西花池町 1-8  
(株)土倉事務所 日本霊長類学会係  
Tel : 075-451-4844 , Fax : 075-441-0436  
E-mail : aei04761@nifty.com

#### 参考資料：著作権に含まれる権利の種類

論文等の電子化やそのデータを保存することは複製に、電子化を行った論文をインターネットを通じて不特定多数の利用者へ公開することは公衆送信にあたります。

#### 著作権法第21条～第28条

複製権：著作物を複製する権利（第21条）

上演権及び演奏権：著作物を公に上演し、演奏する権利（第22条）

上映権：著作物を公に上映する権利（第22条の2）

公衆送信権等：著作物を公衆に送信する（あるいは送信可能な状態にする）権利（第23条）

口述権：著作物を公に口述する権利（第24条）

展示権：著作物を公に展示する権利（第25条）

頒布権：映画の著作物を頒布する権利（第26条）

譲渡権：著作物やその複製物を公衆に譲渡する権利（第26条の2）

貸与権：著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利（第26条の3）

翻訳権・翻案権等：著作物を翻訳、翻案（編曲等）する権利（第27条）

二次的著作物の利用に関する原作者の権利：二次的著作物の利用に関し、二次的著作物の著作者が有するものと同じ種類の権利を原作者が有する権利（第28条）